平成３０年度　道徳教育全体計画

日本国憲法
教育基本法
学習指導要領
長崎県の教育方針
壱岐市の教育方針

本　校　の　教　育　目　標

豊かな心と知性をもち、
たくましく生きる児童の育成

児童の実態

・規則正しい生活をしている。
・やさしく思いやりがある。
・活動に素直に取り組むことができる。
・困った時、臨機応変に行動できないことがある。

地域の実態

・豊かな自然がある。
・教育への関心は高く、協力的である。
・児童数の減少傾向がある。（完全複式）

道徳教育目標・重点項目

他者との関わりの中で、前向きに生きていく子供の育成

視点１：友情・信頼　視点２：相互理解・寛容　視点３：希望と勇気，努力と強い意志

各学年における指導の重点

低学年	中学年	高学年
・友達と仲良くし，助け合う。B-（９） ・基本的な生活習慣を身に付ける。A－（３） ・自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行う。A-（５）	・友達を信頼し、助け合う。B－（１０） ・自他共に大切にする。B－（１１） ・目標をもち、粘り強くやり抜く。A－（５）	・相手と関わり、助け合う。B－（１０） ・相手の立場を理解し、高め合い、深め合う。B－（１１） ・目標をもち、粘り強くやり抜く。A－（５）

総合的な学習の時間

友達と協力しながら問題解決できる態度を養う。

外国語活動

言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

補充・深化・統合

特別活動

学級活動	学級や学校生活を向上させるための活動を通して道徳的判断力、態度、実践力の向上を図る。
児童会活動	自発的自治的活動を通して、役割と責任の自覚、社会性を養う。
クラブ	共通する興味関心を追求する活動を通して、自主性を養い、個性の伸長を図る。
学校行事	集団の中での体験的活動を通して、規律、協力、責任、勤労奉仕等、内面に根ざした道徳性を養う。

特別の教科　道徳

より良く生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

生　活　指　導

○　基本的な生活習慣を身に付け、自主的な判断を基に行動できるようにする。
○　望ましい人間関係を育て、差別や偏見を許さない人権尊重の教育を充実する。

家庭や地域社会との連携

○　学校、家庭、地域社会三者の相互理解を深め、交流を密にし、協力体制を整える。
・学校便りや学級通信の発行
・保護者や地域人材の活用
・保育所、中学校等との連携
・道徳授業参観
（６月：心を見つめる教育週間）
・地域の行事への参加

各　教　科

国語	言語活動を通して、言語感覚を養い、豊かな人間性を育てる。
社会	国土や歴史等、社会的事象や郷土を愛する心を育てる。
算数	筋道を立てて考える能力や主体的に問題解決しようとする態度を育てる。
理科	自然を愛する豊かな心情と自然現象について調べる態度を養い、理解を図る。
生活	具体的な活動や体験を通して、基本的生活習慣や自立的態度、自然愛護の心を育てる。
音楽	音楽活動を通して、音楽を愛好する心、表現の喜び、豊かな情操を育てる。
図工	造形活動を通して、創造の喜びや豊かな情操を育てる。
家庭	家庭生活についての理解を深め、家族の一員としての自覚や実践的態度を育てる。
体育	健康や安全についての理解を深め、体力の向上や健康で明るい生活を営む態度を育てる。